

**危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第3号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示(平成24年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第3号)の一部を次のように改正し、平成27年1月27日から適用する。

平成27年1月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 勢山 廣直

別表第2(通行制限品目)2 高压ガスの要件のその他の欄中「、神戸長田トンネル」の次に「及び阪神高速32号新神戸トンネル」を加える。